

地方独立行政法人青森県産業技術センターの平成28年度財務諸表について

1 審査の方針

- (1) 財務諸表は、県民や関係者の判断を誤らせることのないよう、財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。
- (2) 知事による財務諸表の承認及び利益処分の承認に当たっては、地方独立行政法人法の規定により、評価委員会から意見を聴取することとなっていることから、「法規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から審査を行った。

2 財務諸表の審査について

(1) 法規性の遵守

法令に適合した財務諸表の作成及び提出がなされているか。

項 目	審 査 結 果
① 提出期限は遵守されたか。 (法第34条第1項)	6月末日までに財務諸表等が提出された。 (提出日 平成29年6月27日)
② 必要な書類は全て提出されたか。 (法第34条第1項、第2項) (県地独法施行細則第10条)	法令に定める書類は全て提出された。 ア 財務諸表 〔 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書 〕 イ 事業報告書 (注：業務実績報告書と同じもの) ウ 決算報告書 エ 監査報告書
③ 監事の監査報告書に財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか。(法第34条第2項)	考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

財務諸表の表示内容が「地方独立行政法人会計基準」に沿い、適正なものとなっているか。

項 目	審 査 結 果
① 記載すべき項目について、遺漏はないか。	財務諸表について、当該会計基準に沿い記載され、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。
② 書類相互間における数値の整合は取れているか。	財務諸表の主要表と附属明細書など、書類相互間における数値の整合を確認した。
③ 行うべき事業を行っているか。	財務諸表と事業報告書、平成28事業年度の業務運営に関する計画を突合し、さらに詳細について職員への聞き取りにより、行うべき事業を行っていることを確認した。

3 承認の適否について

当該法令及び会計基準に照らし、適正と認められることから、承認することとしたい。

《地方独立行政法人法（抄）》

（財務諸表等）

- 第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（～（略）～）を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 （略）

《青森県地方独立行政法人法施行細則（抄）》

（財務諸表）

- 第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。